

< 報道発表資料 >

令和 8 年 5 月 2 9 日

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課

## 京都市芸術文化特別奨励制度 令和 9 年度奨励者の募集

京都市では、芸術文化の担い手を育成することにより、新たな芸術文化の創造を促進し、京都の芸術文化の振興を図ることを目的として、これから大きく羽ばたこうとする若い芸術家の方々を奨励する「京都市芸術文化特別奨励制度」を平成 1 2 年度から実施しています。

この度、令和 9 年度中の活動を支援する奨励者（令和 8 年度中に審査、決定）を募集します。

### 【奨励の内容】

新たな芸術文化の創造を促進し、京都の芸術文化の振興を図ることを目的に、将来、特に有望と認められる若い芸術家を推奨する制度です。

（「人材育成」を目的としており、事業への助成を目的とするものではありません。）

将来に向けて積極的な芸術活動を行うための奨励金として、申請者の中から選考のうえ、1 個人又は 1 グループにつき、3 0 0 万円（課税対象所得）を交付します。

### < 奨励者認定数の増枠、支援の充実 >

令和 4 年度以降、1 名としていた奨励者認定数を「2 名に増枠」し、将来有望な若手アーティストの京都への呼び込みを目指して、取組を加速させます。

奨励者には、京都芸術センターによるヒアリング等を実施し、奨励金交付後も「伴走支援」をすることで、アーティストとしての更なる飛躍につなげます。

### 【応募資格】

芸術文化に関わる活動を行い、次の全ての条件に該当する個人（1 名）又はグループ（2 名以上）

- 住所地、活動拠点又は予定する発表場所のいずれかが京都市内であること。
- 京都の芸術文化の振興や発信に貢献する可能性のある活動（創作、発表、企画、研究等）を行っていること。

### < 備 考 >

- ・グループの場合、メンバー全員が上の条件に該当することを必要とします。
- ・申請は 1 個人又は 1 グループにつき 1 件に限ります（個人とグループ、両方での申請は不可）。
- ・年齢制限はありませんが、主に 20 代～30 代半ばの若い年齢層からの応募を期待します。
- ・芸術のジャンルは問わず、複数のジャンルにまたがるものや、既成のジャンルの枠を超えた新しい芸術なども対象とします。
- ・京都市芸術新人賞の受賞者など、既に一定の評価を受けている方は、対象となりません。

### 【奨励者の決定】

審査委員会（1次審査：書類審査、2次審査：プレゼンテーション審査）において、奨励者を決定します。1次審査、2次審査の結果は全ての申請者に通知します。

審査に当たっては、「今ある力」とともに「今後の飛躍の可能性」に注目します。

1次審査では、近年取り組んでいる活動資料から専門分野における独創性や先駆性、実施の意義や実現可能性を評価します。

2次審査では、プレゼンテーションを行っていただき、審査委員との質疑応答を通して、資料だけでは分からない申請者の「今ある力」と「今後の飛躍の可能性」を評価します。

奨励者は令和9年2月頃に決定し、4月頃に奨励金を交付します。

### 【奨励者決定後の活動等】

#### ● 活動計画に沿った活動

本制度の趣旨を十分理解し、申請した活動計画に沿って、奨励金を最も効果的に活かすとともに、活動期間終了後も含めて、主催する展覧会や公演などにおける市民招待や、京都市事業・施策への連携・協力などを通じ、奨励を受けた成果を市民に還元できるように活動してください。

#### ● 活動報告

奨励後5年間は、京都市所定の様式で活動の報告が必要です。

#### ● 発表物などへの表示

奨励者が主体的に関与する発表活動に際して、ポスター、チラシ、プログラム等の媒体に「京都市芸術文化特別奨励者(Kyoto City Special Bounty Program For Art And Culture)」である旨を必ず記載してください。

#### ● 備品等財産の取扱い

奨励者は、奨励金により取得し、又は効用の増加した財産を、奨励金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、京都市長の承認が必要です。

### 【注意事項】

次の場合には、奨励者の決定を取り消し、又は奨励金の返還を求めることがあります。

- ・申請の内容に虚偽があった場合
- ・活動計画の内容を実施する見込みがない場合
- ・所定の期間内に活動結果報告書又は関係資料の提出がない場合
- ・結果報告の内容が、活動計画と著しく異なり、かつ制度の趣旨を損なう場合
- ・活動計画に留学がある場合に、留学証明が出来ない場合

【申請者説明会】（希望者のみ）

本制度の内容や申請方法に係るオンライン説明会を、以下のとおり開催します。

日 時：令和8年7月8日（水曜日）午後7時～午後8時

参加方法：オンライン（Zoom）

※ 説明会は、録画し、京都市公式 YouTube に公開予定です。

内 容：制度概要説明、令和8年度奨励者 野村由香氏による講演、質疑応答

申込方法：フォームより、開催日前日までにお申込みください。

参加に必要な情報をメールで送信します。

〈申込フォーム〉<https://kyotocity.form.kintoneapp.com/public/bunkasyoureisetsumei2026>

【申請方法】

● 申請書類・資料

(1)「令和9年度奨励申請書」：WEB フォームから提出。申請書は定められた様式（WEB フォーム）を使用し、必要事項を入力してください。

(2)「受入承諾書」の写し及び日本語訳（必要な方のみ）：WEB フォームから提出。計画に海外研修（留学を含む）がある場合は、WEB フォーム上に添付し、提出してください。応募時点で提出できない場合は、承諾が得られていない理由及び今後の見通し（承諾書の受取時期等）を具体的に記入した「受入承諾状況説明書」を提出してください。

※様式任意。承諾の日付、受入期間、受入機関名、内容、指導者等のサインがあること

(3)「自己アピール資料」：必要に応じてWEB フォーム又はメールにて提出。提出に当たっては、以下の分量や注意事項に留意してください。以下の1～3の中から選択し提出してください（複数選択可）

※最大5つまで提出可

1 動画

10分以内（作品名、制作年、発表年、発表場所等の情報と特に見てほしい箇所を明記）拡張子は次のいずれかの動画ファイルとする（avi .mpg .wmv .mov）

※10分以上撮影されている場合、10分を超えた部分は審査対象にはなりません。10分以上の動画を提出する場合は、〇分〇秒から〇分〇秒など特に見てほしい箇所を10分以内に絞り明記ください。

2 音源

10分以内（曲名、発表年、発表場所等の情報と録音時間、特に聞いてほしい箇所を明記）拡張子は次のいずれかの音源ファイルとする（avi .mpg .wmv .mov.mp3）

※10分以上録音されている場合、10分を超えた部分は審査対象にはなりません。10分以上の音源を提出する場合は、〇分〇秒から〇分〇秒など特に聞いてほしい箇所を10分以内に絞り明記ください。

3 資料

A4サイズの用紙（片面）10枚以内。写真：A4サイズの用紙に張り付け等を行い、作品名、制作年、発表年、発表場所等の情報を明記してください。研究論文等の原稿：1

枚当たり概ね 1,000 字以内で記入してください（手書き原稿不可）。批評記事：A4 サイズの用紙に貼り付けてください。※チラシ等は A4 サイズに限ります。サイズ違いや変形したもの（冊子等）は審査対象となりません。

● 注意事項

- 1 上記の資料以外は、審査の対象としません。
- 2 提出された資料は原則返却しません。
- 3 定められた分量を超過する資料超過分は、審査の対象となりません。
- 4 計画に京都市が実施する補助・助成事業（京都芸術センターを含む）がある場合は、奨励の対象とはなりません（重複助成の禁止）。
- 5 本制度は、芸術家としての飛躍など「担い手育成」を目的とした助成であり、公演や展覧会等の事業実施のみを目的とした助成ではありません。活動経費については、制度の趣旨を十分に踏まえ記入してください。なお、単なる事業実施経費、機材購入費、生活費等については対象となりませんので、奨励活動の一環としてこれらの経費を計上する場合には、制度の趣旨や活動計画との関連性、必要性が明確に分かるように記入してください。

● 提出方法

WEB フォーム及びメールで提出（受付開始は 6 月 1 日（月曜日）午前 10 時から）

WEB フォーム <https://kyotocity.form.kintoneapp.com/public/bunka-syourei2026>

メール [bunka-syourei@city.kyoto.lg.jp](mailto:bunka-syourei@city.kyoto.lg.jp)

● 補足

- ・ WEB サイト上で閲覧可能な資料（自身の WEB サイト上の資料、YouTube 等の動画配信サービス等）をもって「自己アピール資料」とする場合、URL と内容説明を WEB フォーム上に入力ください。
- ・ 「自己アピール資料」をメールで提出する場合、添付（10MB 以内に限る）又はオンラインストレージサービス（データ便、Dropbox、firestorage、GigaFile 便のみ対応可能）にデータをアップロードした上、URL をメール本文に明記ください。

【募集期間】

令和 8 年 6 月 1 日（月曜日）午前 10 時～令和 8 年 8 月 28 日（金曜日）午後 5 時【締切厳守】

【本事業に関するお問合せ先】

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課 ※問合せは原則メールにてお願いいたします。

電話：075-222-3119 / FAX：075-213-3181

メール：[bunka-syourei@city.kyoto.lg.jp](mailto:bunka-syourei@city.kyoto.lg.jp)